

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム をご活用していただくことで、簡便に実施することができます

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）

ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト



プログラム利用のお問い合わせは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）でご案内します。

電話番号 0120-65-3167（フリーダイヤル）

受付日時 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

ストレスチェック制度サポートダイヤル

サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に専門家がお答えします。

電話番号 0570-03-1050（通話料がかかります）

受付日時 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策全般に対応します。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索

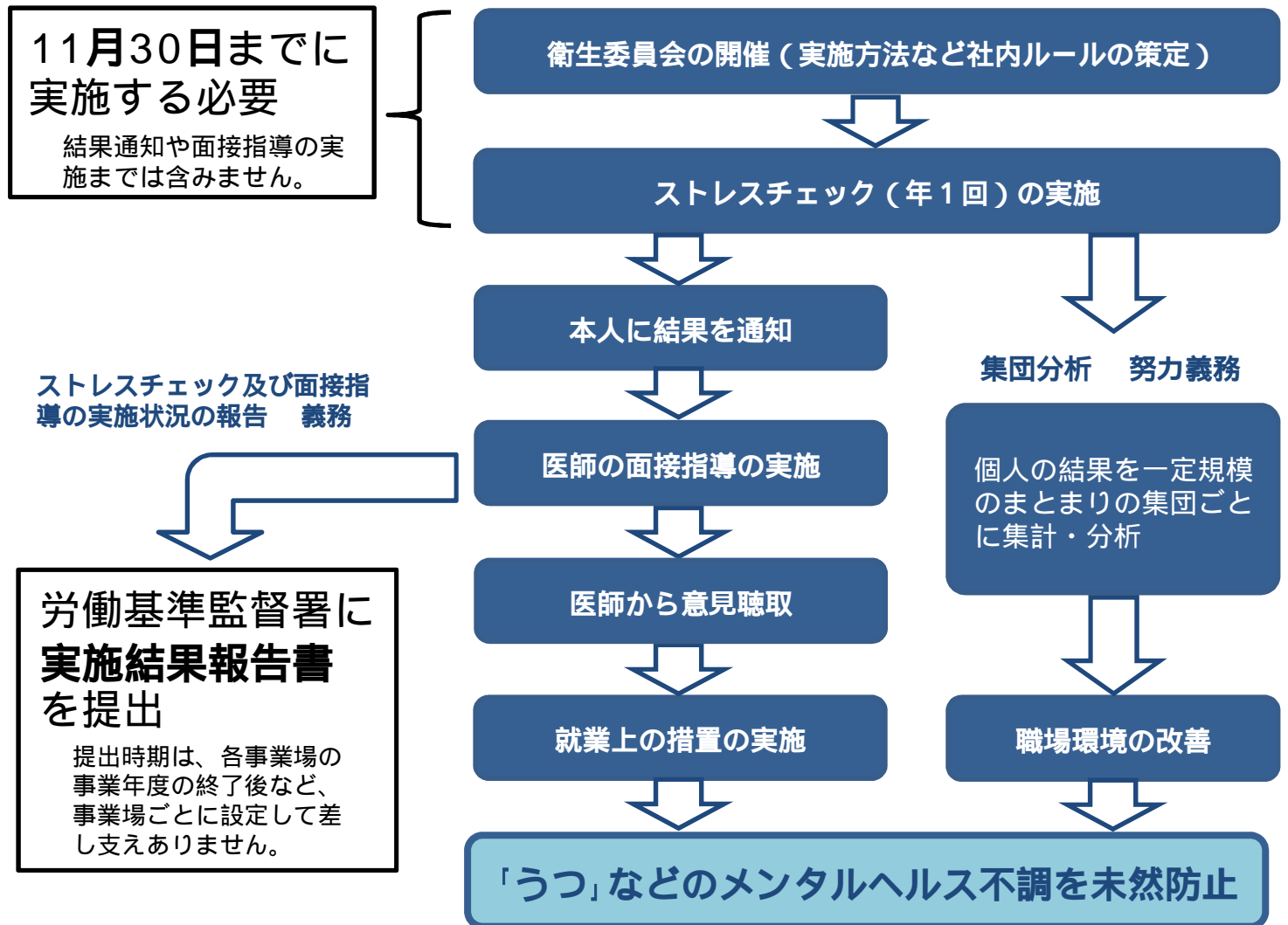


労働安全衛生法の改正により、労働者数50人以上の事業場において、平成27年12月から、年1回のストレスチェックが義務付けられています。



平成28年11月30日までに、初回のストレスチェックを実施する必要があります。

<ストレスチェック制度の実施手順>



ストレスチェックの実施までのポイント

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

ストレスチェックは誰に実施させるか、 ストレスチェックはいつ実施するか、 どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか、 どんな方法でストレスの高い人を選ぶか、 面接指導の申出は誰にすれば良いか、 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか、 集団分析はどんな方法で行うか、 ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか、 等について話し合います。

